

議事日程(第3号)

平成28年6月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(7件)

議案第41号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)

議案第45号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第48号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第49号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2) 産業建設常任委員会付託議案(3件)

議案第44号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)

議案第46号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第47号 平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 産業文教常任委員会付託陳情審査結果報告

1) 産業文教委員会付託陳情

陳情第2号 「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(7件)

- 議案第41号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）
- 議案第45号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 2）産業建設常任委員会付託議案（3件）
- 議案第44号 平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）
- 議案第46号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第2 産業文教常任委員会付託陳情審査結果報告

1）産業文教委員会付託陳情

陳情第2号 「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 文田 恵子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	教育課長	中井 諒二君
総務課長	中村 宏規君	財政課長	石井 雄二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	河野 浩俊君	教育課長	中井 諒二君
税務課長	西田 誠司君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	萩原 一也君	産業振興課長	押川 道彦君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前8時58分開議

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ちご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。おはようございます。定刻になりました。本日の議事日程は日程の追加がありましたので6月10日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案7件、議案第41号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、議案第45号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第48号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上7件について総務

常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸） 6番。平成28年第3回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は6月9日、10日の2日間、総務常任委員会室において委員5名の全員が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第41号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第42号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第43号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第44号平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第45号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第48号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第49号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案3件、議案第44号平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、議案第46号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第47号平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件について産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、淵上三月君。7番、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月） 産業文教常任委員会に付託されました事件は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は6月9日、10日の2日間、産業文教常任委員会室において委員5名の全委員が出席し関係職員の出席を求め議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第44号平成28年度一般会計補正予算（第1号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第46号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第47号平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の9件について、議案番号順に従い討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第41号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決

定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成28年度木城町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成28年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成28年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 産業文教常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第2、産業文教常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

閉会中の継続審査になっておりました陳情第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、渕上三月君。7番、渕上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（渕上 三月） 7番。陳情審査報告を行います。

産業文教常任委員会にて継続審議しておりました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

陳情第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書に関する陳情は、採択であります。

理由としましては、オリンピックの開催地になることで、県内全域にインバウンドや国内からの観光客が増加し地域発展につながることを期待されるため、オリンピック招致については賛同するものであります。

以上で、陳情審査報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 委員長の報告が終わりました。これより、質疑を行います。

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。陳情第2号に対する産業文教常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって本件は採択することに決定いたしました。

日程第3. 議員派遣の件

○議長（後藤 和実） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第4. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（後藤 和実） 日程第4、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず総務常任委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸） 6番。総務常任委員会、特別に報告することはございません。

○議長（後藤 和実） 次に、産業文教常任委員長、淵上三月君。7番、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月） 産業文教常任委員会は、所管事務調査を行いましたので、その報告を行います。

平成28年5月10日から11日にかけて、滋賀県米原市と福井県福井市で研修を行いました。参加者は産業文教常任委員5名と議会事務局職員1名、教育課職員1名であります。

研修の目的は、有害鳥獣対策について、住民協働参画活動について、学力向上の取り組みについてでありました。

1日目は、滋賀県米原市の米原市役所山東庁舎で、有害鳥獣対策についてと住民協働参画活動についての研修を行いました。

有害鳥獣対策については、集落ぐるみで継続して対策に取り組み、効果を上げているとのことでした。害獣を寄せつけない人里の環境整備等を進めており、40集落・団体が取り組んでいるとのことでした。

住民協働参画活動については、地域担当職員制度の運用状況と、まいばら協働事業提案制度の制度内容等をお聞きしております。

まず、地域担当職員制度は、地域課題の解決に向けて自治会及び団体からの依頼を受けて職員を派遣し、職員と自治会の皆さんが協働して活動されています。制度開始から3年たち、自治会

の役員が単年度で変わり、引き継ぎがうまくいかないなどの課題も出てきているとのことでした。

今後はこれまで以上に活動する自治会・団体をふやすことで、地域の自治力を上げるとともに、地域課題を行政立案に反映していきたいとのことでした。

次に、まいばら協働事業提案制度について研修しました。

公共的な領域にある地域課題を、市民と市が協力して解決していくことで、公共サービスの質の向上、市の既存事業の見直し、さらには市職員の協働意識を構築することを目的として実施されています。

市内で市民活動を行う5人以上の会員で構成される団体が対象で、補助金、委託金、直接経費の形があり、1事業につき3年間の継続実施が可能だということでした。事業終了後には、自己評価を実施し、報告書を提出して報告会での発表をされるということでした。

成功事例としては、事業提案を終了後、そのまま定着し展開していったフリーペーパーの発行事業等を紹介していただきました。

2日目は、福井県福井市で研修を行いました。福井市立順化小学校の視察と福井市役所での研修を行いました。

福井市立順化小学校は、福井県庁、福井市役所に近接しており、明治時代から続く伝統校でありました。生徒数は、木城小学校よりも少ない126名です。スクールプランを作成し、学力向上、心の育成、体力向上、家庭・地域との協働共有を計画的に実施されています。

校内の視察、授業参観をした際には、視察が来ても、動じずに集中して授業を聞いている子供たちの姿が印象に残っております。

続いて、福井市役所において、福井市の学校教育方針等について説明をいただきました。福井市では、中学校区教育を推進されており、幼稚園、保育園、小学校、中学校までの学びの連続性を大事にされています。

幼稚園、保育園と小学校においては、お互いに保育や授業を公開し、合同研修会を実施して幼保小連絡協議会を開催しているということでした。

学力向上の取り組みでは、学力・学習状況調査研究委員会が設置され、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業改善に役立てられているそうです。また、福井県では、64年間にわたり県が独自に学力調査を行っており、全国と県2つの学力の調査の結果をもとに、学力向上の取り組みをされているとのことでした。

今回の調査の総括といたしまして、まず有害鳥獣対策については、高齢化等による獣害対策の事業継続の難しさが、全国の市町村でも課題となっています。研修先では、個別の対策だけでなく、集落ぐるみで継続して対策に取り組むことで効果を上げていました。本町でもこれまでの実績を検証して新たな方向性を導き出し、より効果的な有害鳥獣対策の構築をすることが必要であ

ると考えます。

住民協働参画活動については、木城町でも今年度から地域担当職員制度が導入され、まちづくり委員会についても検討が始まっております。これらの施策の綿密な制度設計と、制度の有効活用を期待しているところです。

地域に寄り添い、地域の声なき声に耳を傾けて、地域の埋もれた価値を見出すよう心がけ、協働でのまちづくりを進めていくことが重要であると考えます。

学力向上の取り組みについては、研修先では全国学力・学習状況調査と県の学力調査の結果を、徹底的に分析し、教育委員会と学校が連携して授業等の改善を繰り返されてきました。そこまでやって、結果として全国有数の学力の高い県としての現在があるのではないかと思います。

また、お話を伺った先生方の話の端々から子供たち一人一人に対する愛情が強く感じられました。教職員の真摯な態度が子供たちに伝わり、みずから意欲を持って学習に取り組む子供が自然に育っているように感じました。

本町でも、学校と教育委員会の連携をさらに強くすることで、学力向上につながる取り組みが進められるのではないかと考えます。また、地域との連携を大事にし、家庭だけでなく地域全体でも子育てについて思索できる環境づくりを行っていくことが重要であると考えます。

全ての研修項目において、本町でも参考にすべき点が多々あり、とても有意義な研修でありました。

以上で、産業文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に、議会運営委員長、原博君。8番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博） 議会運営委員会、報告することはありません。

○議長（後藤 和実） 次に、議会広報編集特別委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会広報編集特別委員会委員長（山田 秋吉） 9番。議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより机上の編集作業のため、7月1日から7月の15日にかけて計5回の委員会を開催しますので、皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

また、誌面をつくるに当たり議会の内容等わかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、委員全員で宮日新聞社に研修を予定しておりますが、まだ日程決まってませんので、研修したいということを考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第5. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第5、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会にかかわる事項について各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月6日に開会されて以来、本日まで8日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成28年第3回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。8日間にわたりましたご審議まことにありがとうございました。今議会に上程をいただきました13議案、全て原案のとおり承認、可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

今回、肉づけをいたしました補正予算であります。当初予算とあわせまして、今後町の振興と住民の福利向上に一層努力してまいります。

なお、一般質問の中でご意見、ご提言等たくさんいただきました。しっかりと受けとめ、これからの町政運営に生かさせていただきたいと思っております。どうか議員各位を初め、町民の皆様のご協力とご支援、改めましてよろしくお願い申し上げます。

それから、当面いたします行事につきましては、お手元に配付をしております。喫緊には木城町観光協会の総会が今夜、商工会館で行われます。また、6月25日には木城町消防操法大会が土曜日午前7時から中川原のコミュニティ広場で開催をされますので、ご出席いただきまして、消防団員に激励を賜ればありがたいなと思っております。

改めまして6月議会、大変ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（瀨上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員